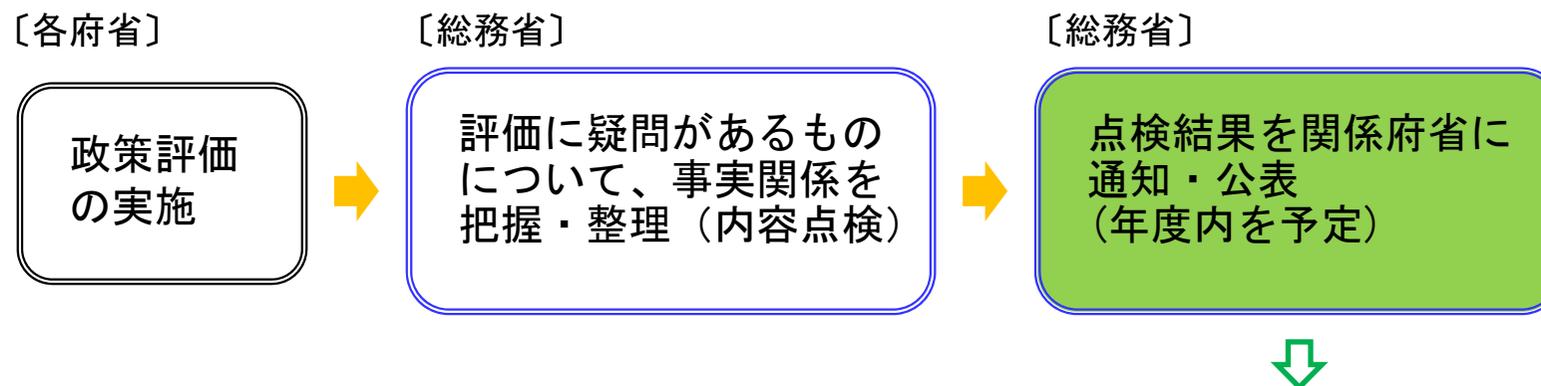


政策評価の内容点検の結果

総務省では、政策評価の質の向上と実効性の確保を目的として、各府省が自ら実施した政策評価の内容を点検し、評価のやり直し等の改善を求める活動を実施。

○政策評価の内容点検の基本的な流れ



平成20年度における内容点検の結果の概要は以下のとおり。

評価の内容点検(認定関連活動)の結果のポイント

評価に疑問のある52事例(11府省)について事実関係を整理し、改善の方向を指摘

I 公共事業(22事例)

【指摘を踏まえて改善措置が講じられるもの(疑義が解明され透明性が向上したものを含む。)(18事例)】

1. 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの
2. 便益算定に際しての評価方法の妥当性に疑義があるもの
3. 便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの
4. マニュアルの適用の妥当性に疑義があるもの

【今後改善を求めるもの(4事例)】

1. 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの
2. 便益算定に際しての評価方法の妥当性に疑義があるもの

II 一般政策(30事例)

【指摘を踏まえて改善措置が講じられるもの(疑義が解明され透明性が向上したものを含む。)(30事例)】

1. 目標の達成度合いが低調にもかかわらず、原因分析が行われていないと考えられるもの
2. 指標が専ら政策の執行の状況をとらえており、政策効果に着目した指標の設定が必要と考えられるもの
3. あらかじめ設定した指標による効果の測定が行われていないものと考えられるもの
4. 判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの
5. 測定指標等の状況と評価結果の結び付きの説明について改善が必要と考えられるもの
6. その他

さらに、評価の内容点検の結果見出された一般的な課題についても整理

I 公共事業（22 事例）

【指摘を踏まえて改善措置が講じられるもの（疑義が解明され透明性が向上したものを含む。）（18 事例）】

1. 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの（4 事例）

事例 1-1	水道水源開発施設整備事業（砂子沢ダム）（秋田県）〔厚生労働省〕	
事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：小坂町 ・ 総事業費：3.0 億円 ・ 事業期間：平成 5 年度～22 年度 ・ B/C：6.96 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の水需要予測を行うに当たって、平成 17 年度の給水人口 5,343 人は、目標年の 34 年度には 4,730 人に減少するにもかかわらず、一日あたり需要水量は 17 年度実績の 2.3 倍に当たる 3,403 m³/日にまで増加すると予測している。評価書では「町の工業団地計画などで給水量の増加が見込まれる」としているが、現段階で具体的な町の工業団地計画の存在は確認できない。過大に水需要予測を行っているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水需要の増加を見込む根拠（専用水道から上水道への転換、小坂工業団地への企業誘致等）が明らかになった。 ・ 工業団地基本計画については平成 22 年度までの策定を目指して小坂町で検討が行われていること、また、工業団地の需要水量（875 m³/日）の推計方法については近隣の工業団地の 1 m²あたり使用水量実績（3.2L/m²・日）と分譲面積を基に算出していることなど、一定の根拠が明らかになった。 ・ 総務省としては、今後、工業団地基本計画の策定状況及び使用水量の推移について注視していく。

事例 1-2 水道水源開発施設整備事業（増田川ダム）（群馬県）〔厚生労働省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：安中市 ・ 総事業費：26.3 億円 ・ 事業期間：平成 9 年度～25 年度 ・ B/C：1.24 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の水需要予測を行うに当たって、<u>安中市の給水人口は今後減少していくと予測しているにもかかわらず、供給水量は将来的に 5,000 m³/日不足すると予測しているが、その算出根拠は評価書上不明である。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要水量の主な増加要因は<u>工業団地への企業進出による工場用水使用量の増加であり、進出予定企業の業種や進出時期及び工業団地の使用見込み水量（2,938 m³/日）の推計方法（安中市の既存の工業用地の 1 m²あたり使用水量実績（0.01286 m³/日/m²）に企業進出予定の敷地面積（228,428 m²）を乗じる方法）など具体的な根拠が明らかにされた。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、本件の水需要予測の前提となる増田川ダム建設計画については、今後、群馬県公共事業再評価委員会において再評価が行われることが予定されており、その結果を踏まえて増田川ダム建設計画が見直される可能性があることから、改めて評価を行うことを検討する必要があると考える。総務省としても今後の動向を引き続き注視していく。 		

事例 1-3 水道水源開発施設整備事業（胆沢ダム）（岩手県）〔厚生労働省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：奥州金ヶ崎行政事務組合（旧胆江広域水道企業団） ・ 総事業費：301.3 億円（浄水場等整備事業費含む） ・ 事業期間：平成 2 年度～25 年度 ・ B/C：58.49 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業の便益として、<u>ダム開発を行わなかった場合の渇水被害額約 2.3 兆円を計上しており、この結果、費用便益比が 58.49 と、他の水道水源開発施設整備事業と比較してもかなり高い数値となっている。平成 7 年以降、水道事業に係る渇水被害の実績が見られないことにかんがみると、この便益額約 2.3 兆円は過大に算出されているのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便益が高い数値となっているのは、主として既存の自己水源からダムへの大規模な水源転換によるものであることが確認され、また、<u>水源転換が必要な理由（大腸菌の検出、取水の安定性低下等）が具体的に明らかにされた。</u>

事例 1 - 4 熱海港海岸海岸環境整備事業（静岡県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：静岡県 ・ 総事業費：211 億円 ・ 事業期間：平成 3 年度～30 年度 ・ B / C : 3.9 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>多賀地区における海水浴客推計のうち、長浜海水浴場（多賀地区）の入れ込み客数は、過去 5 年間、18,700 人（平成 14 年）、9,860 人（15 年）、25,109 人（16 年）、27,955 人（17 年）、28,019 人（18 年）であり、ピーク時（2 年）の 115,320 人に比べて大きく減少傾向にあることから、海水浴客を 100,000 人とする推計は過大ではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>多賀地区の海水浴場は、事業開始後から行われている海水浴場の利用制限に伴い海水浴客数が減少したが、現在は、全体供用時（57,000 m²）の半分の海浜が概成し、駐車場も一部供用された結果、海水浴客数は増加傾向にあり、今後は、事業の進捗に伴い人工海浜の利用範囲が拡大し、海浜に付帯する駐車場等が整備されることで、海水浴客数の大幅な増加が見込まれるとの認識が示された。</u> <u>将来の海水浴客数については、伊豆半島における海水浴場の砂浜面積と平成 18 年度から過去 5 年間の海水浴客数の実績値を回帰分析した結果を基に、全体供用時には 100,000 人の来訪者が見込まれると推計していることが確認された。</u>

2. 便益算定に際しての評価方法の妥当性に疑義があるもの（6事例）

事例1-5 揖保川水系直轄総合水系環境整備事業（兵庫県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：近畿地方整備局 ・ 総事業費：106億円 ・ 事業期間：昭和51年度 ～平成20年度 ・ B/C：3.3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>昭和51年度から平成7年度までの各年度の事業費について、現在価値化されていない。</u> ・ TCM（旅行費用法）による便益の算定について、<u>自動車等の燃費代を算定するに当たって、1台の自動車等に複数人が乗車して整備箇所を訪れている場合が想定されることから、自動車等台数を用いて算定すべきであるところ、自動車等利用者数を用いて算定している。</u> ・ 上記のことから、適切な費用対効果分析を行うためにも、<u>適切な算定方法を用いて事業費や旅行費用を算定した上で、再度評価を行うべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>評価に当たって、費用対効果の算定が適切に行われていなかった点について、費用対効果の算定方法について既に再検討を行っており、再度評価が行われる予定。</u>

事例 1-6 今治港富田地区多目的国際ターミナル整備事業（愛媛県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：四国地方整備局 ・ 総事業費：188 億円 ・ 事業期間：平成 5 年度～22 年度 ・ B/C：2.6 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貿コンテナの輸送コスト削減便益の算出過程において、輸送経路の一部である国内の港間の輸送コストのみで比較しているが、<u>輸送経路全体である海外の仕向け・仕出し港から今治港等への輸送コストを比較すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本事業評価における国内港から国外港までの輸送については、with 時の方がより国外港に近く、過大な評価となっていないことが自明であり、かつ航行日数がほぼ同じであり輸送コストの差がほとんど無いため、便益計算としては省略したとの認識が示された。</u> また、<u>輸送コストを試算したところ、海外からの輸送について年間約 200 万円程度の便益が発生し、費用便益分析を行った場合でも、費用便益比率は 2.6 と変わらないことが確認された。</u>

事例 1-7 福山港一文字地区ポートパーク整備事業（広島県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：広島県 ・ 総事業費：16 億円 ・ 事業期間：平成 15 年度～23 年度 ・ B/C：1.2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本評価において、CVM の支払意思額を決定する際アンケート調査を実施せず、他地区の支払意思額の平均値を用いている。 財政難等のやむを得ない事情によりアンケート調査を行うことができず、代替手法として既存の類似事例を基に算出した便益原単位を用いて便益移転を行う場合であっても、<u>当該事例各地区の年齢、性別、収入等の属性と評価対象地区の属性に一定の類似性が認められることが必要ではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CVMの支払意思額を決定する際においては、アンケート調査を実施することが基本であるが、本評価を行うにあたっては、<u>財政難によりアンケートの調査費用を捻出することができなかった。</u> よって<u>便益移転の手法を用いて、類似事業の既往のアンケート調査結果により計測された便益原単位等を活用して便益を計測した。</u>その際、年齢等についての属性は、人口規模により一定の類似性があることから、今回の評価に関しては人口規模によって類似性を確認している。 ・ 今後も同様の手法を行う場合には、<u>当該事例各地区の年齢等の属性と評価対象地区の属性に一定の類似性があることを確認した上で評価を行う旨の認識が示された。</u>

事例 1-8 羽生水郷公園整備事業（埼玉県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：埼玉県 ・ 総事業費：92 億円 ・ 事業期間：平成 5 年度～26 年度 ・ B/C：1.0 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>大規模公園費用対効果分析手法マニュアル</u>」では供用年度から 50 年間でプロジェクトライフとして便益を計上するとされているにもかかわらず、開園当初の昭和 56 年から事業終了時の 50 年後である平成 76 年までの 83 年間の便益を計上しており、<u>便益が過大に算定されているのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用対効果の算定が適切に行われていなかった点について、平成 21 年度中に再度評価が行われる。

事例 1-9 金沢城北市民運動公園整備事業（石川県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：金沢市 ・ 総事業費：400 億円 ・ 事業期間：平成 10 年度～27 年度 ・ B/C：1.1 	<p>公園内の野球場及びサッカー場の入場料収入をそのまま直接利用便益として計上しているが、その便益の算定方法について、以下の疑問がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年度から 27 年度までの入場料収益は線形補完を用いて経年で増加すると推計しているが、16 年度から 18 年度までの野球場・サッカー場の入場者数の実績は、収容可能人数が不足しているという状態ではないため、施設を増設しても入場料収益は増加しないのではないか。 ・ 入場料を便益として計上する場合には、<u>試合の運営コストなども費用として計上すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年度の部分供用以降も、公園施設が拡張され、より魅力的な試合を誘致できるようになるため、野球場・サッカー場の入場者数は増加すると想定し、部分供用時と全体供用時との間を線形補完し、便益を算出していることが確認された。 ・ 本件における有料試合は、<u>そのほとんどがボランティア運営によるものであることから、今回は費用を計上していない。今後、定期的・日常的にプロ野球等の有料試合が開催されることが明らかな場合は、その試合運営コストなども費用に計上する旨の認識が示された。</u>

事例 1-10 金沢城北市民運動公園整備事業（石川県）（再掲）、熊野灘臨海公園整備事業（三重県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>金沢城北市民運動公園整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：金沢市 ・ 総事業費：400 億円 ・ 事業期間：平成 10 年度～27 年度 ・ B／C：1.1 <p>熊野灘臨海公園整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：三重県 ・ 総事業費：171 億円 ・ 事業期間：昭和 45 年度 ～平成 24 年度 ・ B／C：1.7 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>同一の公園が複数の評価書で競合公園として設定されている場合、それぞれの評価書で異なる魅力値（面積、施設等）が多く用いられている。各公園の魅力値を統一すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>競合公園に係る施設規模情報について、評価主体が共有できる方法を検討しているところであり、今後、実現を図っていく旨の認識が示された。</u>

3. 便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの（7事例）

事例1-11 国営かんがい排水事業「香川用土器川沿岸地区」（香川県）〔農林水産省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果																																										
<p>・ 事業主体：中国四国農政局 ・ 総事業費：150億円 ・ 事業期間：平成20年度～28年度 ・ 総費用総便益比：2.31</p> <p>（参考）陸稲の作付実績</p> <p>四国地方の陸稲の平均単収（1市） （単位：kg/10a）</p> <table border="1" data-bbox="264 738 495 959"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>四国地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H13</td><td>…</td></tr> <tr><td>H14</td><td>123</td></tr> <tr><td>H15</td><td>125</td></tr> <tr><td>H16</td><td>—</td></tr> <tr><td>H17</td><td>—</td></tr> <tr><td>平均</td><td>124</td></tr> </tbody> </table> <p>※「—」は事実のないもの 「…」は事実不詳または調査を欠くもの</p> <p>中国四国地方の陸稲の平均単収（105市町村） （単位：kg/10a）</p> <table border="1" data-bbox="264 1106 638 1334"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>中国地方</th> <th>四国地方</th> <th>中国四国地方平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H9</td><td>178</td><td>133</td><td>156</td></tr> <tr><td>H10</td><td>187</td><td>134</td><td>161</td></tr> <tr><td>H11</td><td>171</td><td>137</td><td>154</td></tr> <tr><td>H14</td><td>174</td><td>123</td><td>149</td></tr> <tr><td>H15</td><td>157</td><td>125</td><td>141</td></tr> <tr><td>平均</td><td>173</td><td>130</td><td>152</td></tr> </tbody> </table> <p>※農林水産省提供資料を基に当省で作成</p>	年次	四国地方	H13	…	H14	123	H15	125	H16	—	H17	—	平均	124	年次	中国地方	四国地方	中国四国地方平均	H9	178	133	156	H10	187	134	161	H11	171	137	154	H14	174	123	149	H15	157	125	141	平均	173	130	152	<p>・ 本事業の作物生産効果の算定に当たり、水稲の「事業なかりせば」の単収の算定に用いる陸稲の単収については、<u>関係市町村において作付の実績がないことから、近傍地域である四国地方の農林水産統計結果（農林水産省統計情報部）における直近5か年の陸稲の平均単収124kg/10aを用いているが、直近5か年の四国地方における陸稲の作付実績は、1市（愛媛県新居浜市）における平成14年度及び15年度の2か年分のみであり、単収の算出に十分なデータが用いられていないと考える。</u></p> <p>事前評価以降になされた本事業に係る土地改良事業計画書の策定に当たっては、近傍地域となる四国地方及び中国地方の105市町村における農林水産統計調査結果による5か年分のデータ（平均単収152kg/10a）を用いて効果算定内容の精査等を行っていることから、本事業の事前評価における陸稲の単収の算定に当たっても、より広範囲における5か年分の農林水産統計調査結果のデータを用いるなど、<u>十分なデータを用いた上で単収を算定すべきではないか。</u></p>	<p>・ 本事業の事前評価に用いた陸稲単収については、他の作物と同様に最近5か年の面積加重平均単収を用いるとの考え方に基づき、本地区が位置する四国地方の統計資料により<u>最近5ヶ年に把握しうる2か年分の数値が大きな変動のないものであること、異常気象年のものではないこと、過去の実績からみて平均的な数値であることを確認した上で用いたものであることが確認された。</u></p> <p>事前評価の実施に際しては、今後とも精度の維持・向上に努める旨の認識が示された。</p>
年次	四国地方																																											
H13	…																																											
H14	123																																											
H15	125																																											
H16	—																																											
H17	—																																											
平均	124																																											
年次	中国地方	四国地方	中国四国地方平均																																									
H9	178	133	156																																									
H10	187	134	161																																									
H11	171	137	154																																									
H14	174	123	149																																									
H15	157	125	141																																									
平均	173	130	152																																									

事例 1-12 熱海港海岸海岸環境整備事業（静岡県）〔国土交通省〕（再掲）

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果																														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：静岡県 ・ 総事業費：211 億円 ・ 事業期間：平成 3 年度～30 年度 ・ B/C：3.9 	<p>本事業による駐車場整備により発生する渋滞解消便益（走行時間短縮便益及び走行経費短縮便益）の算出において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施後（With 時）の旅行速度について、<u>駐車場が供用されていない平成 17 年度センサス値を基に、整備後の旅行速度を 40km/時と設定しているのは適切ではないのではないか。</u> ・ 事業実施前（Without 時）の「交通量（台/日）」、「走行時間（分）」及び「走行経費原単位（円/台・km）」について平成 11 年度センサス値のみを用いて設定しているが、交通量及び旅行速度はセンサスの時点ごとに増減を繰り返している（注）ため、<u>過去の傾向を踏まえて算出した値を使用すべきではないか。</u> <p>（注） 《道路交通センサス値の推移》</p> <table border="1" data-bbox="819 1074 1408 1209"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17 年度</th> <th>H11 年度</th> <th>H9 年度</th> <th>H6 年度</th> <th>H2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査単位区間番号</td> <td>1063</td> <td>1059</td> <td>158</td> <td>155</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>平日 12 時間交通量(台/12h)</td> <td>15,385</td> <td>15,352</td> <td>16,883</td> <td>15,915</td> <td>14,823</td> </tr> <tr> <td>平日混雑度</td> <td>1.37</td> <td>1.48</td> <td>1.41</td> <td>1.39</td> <td>1.38</td> </tr> <tr> <td>平日混雑時旅行速度(km/h)</td> <td>43.6</td> <td>34.0</td> <td>38.6</td> <td>42.5</td> <td>38.2</td> </tr> </tbody> </table>		H17 年度	H11 年度	H9 年度	H6 年度	H2 年度	調査単位区間番号	1063	1059	158	155	153	平日 12 時間交通量(台/12h)	15,385	15,352	16,883	15,915	14,823	平日混雑度	1.37	1.48	1.41	1.39	1.38	平日混雑時旅行速度(km/h)	43.6	34.0	38.6	42.5	38.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平成 17 年度センサスについては、本事業の一部である人工海浜背後の造成が一部完成し、駐車スペースが確保されており、事業の効果が含まれているものであることが確認された。</u>なお、「走行時間短縮便益」及び「走行経費減少便益」を算出する際に採用する<u>事業後の旅行速度は、法定速度を基に 40.0 km/時と設定しているものである。</u> ・ 「走行時間短縮便益」及び「走行経費減少便益」の便益算出に当たっては、<u>平成 15 年の人工海浜暫定供用開始直前の道路交通状況を反映したデータを取得する必要があることから、平成 11 年度道路交通センサス調査結果を用いて便益算出を行うことが合理的な手法であるとの認識が示された。</u>
	H17 年度	H11 年度	H9 年度	H6 年度	H2 年度																											
調査単位区間番号	1063	1059	158	155	153																											
平日 12 時間交通量(台/12h)	15,385	15,352	16,883	15,915	14,823																											
平日混雑度	1.37	1.48	1.41	1.39	1.38																											
平日混雑時旅行速度(km/h)	43.6	34.0	38.6	42.5	38.2																											

事例 1-13 地域高規格道路 一般国道 23 号豊橋バイパス（愛知県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：中部地方整備局 ・ 総事業費：1,390 億円 ・ 事業期間：昭和 48 年度 ～平成 32 年度 ・ B/C：3.7 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の費用便益分析に係る公表資料（様式-3①）において、豊橋バイパスが整備された場合に交通量の転換が見込まれる現道（国道 23 号）及び国道 1 号の将来交通量については、平成 42 年時点の交通量を推計するものであることから、<u>事業全体の場合と残事業の場合とで一致するものと考えられるが、事業全体の交通量に対して残事業の交通量が相対的に少ないものとされているため、将来交通量の推計が適切に行われていないのではないかとの疑問がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来交通量の推計自体は適正に行われていたところであるが、当該資料の表記に当たっては、<u>豊橋バイパス付近における走行時間便益が出る区間のうち、整備の有無による交通量の変化が最も大きい区間の交通量を記載しているため、事業全体と残事業では記載交通量が異なっていたことが確認された。</u>

事例 1-14 一般国道 439 号 杓子バイパス第二工区（高知県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：高知県 ・ 総事業費：96 億円 ・ 事業期間：平成 10 年度 ～33 年度 ・ B/C：1.1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の計画交通量（杓子バイパス第二工区及び当該バイパスと一体的に現道（国道 439 号線）からの転換交通量を見込んでいる町道轟崎つづら線の「整備あり」の場合の交通量）1,300 台/日について、簡易手法を用いているため、事業区間に並行する現道の平成 17 年道路交通センサス値（413 台/日）のみを基に交通量推計を行うべきと考えられるところ、<u>事業区間に並行する現道のセンサス値（413 台/日）のほか、当該区間の南側の区間のセンサス値（1,520 台/日）も加味し、さらに、改良工事が進ちよくした他の路線における交通量変化の伸び率（1.35 倍）を用いていることから、便益が過大なものになっているのではないか。</u> 本事業の交通量推計において簡易手法を用いるのであれば、<u>本事業区間と並行する現道区間のセンサス値 413 台/日に、同区間のセンサス値の近年の傾向を踏まえて求めた交通量変化の伸び率を乗じて交通量推計を行うべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の評価に当たっては、以下の考え方をとっていることが確認された。 <ol style="list-style-type: none"> ① 当バイパスの現道は幅員 3.0m 程度と狭いうえ、急カーブが連続する線形不良区間である。このことから、杓子バイパス第二工区が整備されれば、町道を経由し四万十川中流域と下流域が結ばれ、交通交流が考えられる。したがって、バイパス事業区間前後（413 台/日と 1,520 台/日）の 2 つのセンサス値の平均値を当区間の持つ潜在交通量としている。 ② 伸び率については、近隣の国道 381 号の交通量の変化を基に算定した。これは、同国道が当バイパスと地形的条件が同じ中山間地で、同じ補助国道であり、同様に改良工事が進捗したものだからである。したがって、より実態に近い将来交通量を推計している。 ・ 本事業については、新たな交通需要や見直された評価手法を踏まえる必要があること等から、<u>現在、評価実施に向けて取り組んでおり、その結果が平成 21 年度中に示された際に改めて確認することとする。</u>

事例 1-15 里土地区画整理事業（埼玉県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：鳩ヶ谷市 ・ 総事業費：376 億円 ・ 事業期間：平成元年度～25 年度 ・ B／C：3.5 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定に当たって、 <ol style="list-style-type: none"> ① <u>競合路線について、事業対象地区から離れた位置にある路線が設定されている一方で事業対象地区の近傍の路線（国道 122 号等）は設定されていないほか、延長が計画路線の延長に比べて長くなっている路線が見られる。</u> ② <u>計画路線について、整備完了後には競合路線の交通量の大部分（東西路線で約 95%、南北路線で約 83%）が計画路線に転換するとの推計根拠が不明確である。</u> ③ 評価の基準年次（平成 19 年）より前に発生した街路建設費が適切に費用計上されていないのではないか。 <p>以上のことから、費用便益比の算定が不正確なものとなっているのではないか。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、平成 18 年度以前に発生していた街路建設費を現在価値化して計上した上で、<u>21 年度末までに再度評価が行われる。</u>

事例 1-16 渋谷（南部地区）土地区画整理事業（神奈川県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：大和市 ・ 総事業費：354 億円 ・ 事業期間：平成 5 年度～22 年度 ・ B／C：1.8 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定に当たって、事業対象地区内の都市計画道路 7 路線等のうち一部の路線のみを対象としていることから費用便益比の算定が不正確なものとなっているのではないか。 ・ 本事業の街路整備効果の費用便益比の算定に加えて行われている土地区画整理事業効果（地価上昇便益）の費用便益比の算定に当たって、下水道整備による地価上昇効果（便益）を見込んでいる一方で、下水道整備に係る費用については計上されておらず、費用便益比が過大なものとなっているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路整備効果に係る費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、基本事業費の対象となっている都市計画道路すべてを対象に費用便益分析を行い、平成 21 年度末までに再度評価が行われる。 ・ 土地区画整理事業効果の費用便益比の算定に当たって下水道整備に係る費用が計上されていなかった点について、再評価の一次的实施主体である地方公共団体に対して、適切に是正が図られるよう助言していく旨の認識が示された。

事例 1-17 名古屋市上志段味特定土地区画整理事業（愛知県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：上志段味特定土地区画整理組合 ・ 総事業費：418 億円 ・ 事業期間：平成 5 年度～22 年度 ・ B／C：23.1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定に当たって、 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業対象地区の都市計画道路 8 路線のうち、一部の路線のみを対象としている。 ② <u>将来交通量の推計について</u>、一部の路線については転換交通量が発生し、その他の路線は各路線の交通量について整備の有無による交通量の変化はないとの推計結果についての<u>具体的な推計根拠が明らかにされていない。</u> ③ 平成 19 年度末時点の道路築造工事の進捗率は 33%であるが、<u>現在価値化の基準年次及び道路の供用開始（便益発生）年次を 15 年度とし、費用が 14 年度に全額一括計上されていることから、前回評価時（平成 15 年 3 月）以降の整備の進捗状況を踏まえた十分な見直しが行われていないのではないか。</u> <p>以上のことから、費用便益比の算定が不正確なものとなっているのではないか。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、<u>平成 21 年度末までに再度評価が行われる。</u>

4. マニュアルの適用の妥当性に疑義があるもの（1事例）

事例 1—18 名護浦公園整備事業（沖縄県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：名護市 ・ 総事業費：125 億円 ・ 事業期間：昭和 51 年度 ～平成 26 年度 ・ B／C：1.2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回評価は、<u>小規模公園マニュアル</u>により評価を行っているが、名護浦公園は、全体供用時面積 26.6ha の都市基幹公園（総合公園）であるため、誘致圏の範囲など便益算定の方法が異なる<u>大規模公園マニュアル</u>により評価を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用対効果の算定が適切に行われていなかった点について、<u>平成 21 年度中に再度評価</u>が行われる。

【今後改善を求めるもの（4事例）】

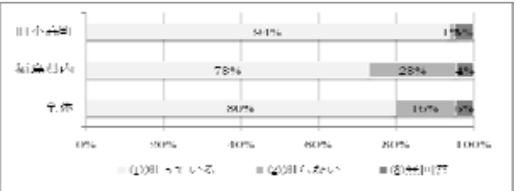
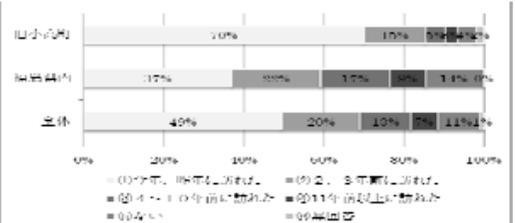
1. 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの（1事例）

事例1-19 水道水源開発施設整備事業（当別ダム）（北海道）〔厚生労働省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：石狩西部広域水道企業団 ・ 総事業費：778.4億円（浄水場等整備事業費含む） ・ 事業期間：平成4年度～24年度 ・ B/C：12.91 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市の給水人口が平成32年度以降減少していく一方で、一日あたり需要水量は平成47年度まで増加し続けると予測する根拠として、<u>一人一日あたり使用水量が増加し続けることを挙げているが、その妥当性に疑問がある。</u> ・ 過去30年の実績値を用いて一人一日あたり使用水量の推計を行っているが、<u>増加幅が大きく減少している近年の実績値の動向を踏まえて推計を行うべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本評価では、札幌市の一人一日あたり使用水量（原単位）の推計にあたって、計画期間（平成47年度まで）と同じ過去30年の実績値を基に、5種類の式を用いた時系列傾向分析を行っており、その結果、<u>将来の原単位の伸びが最も小さく、かつ、原単位の増加率が年々減少していく推計式（べき曲線式）が過去30年実績値と最も高い相関を示す（相関係数0.973）ことから、当該推計式を採用したものである。</u>このべき曲線式は、<u>原単位の増加率が年々減少し直近10年でその伸びが特に鈍化しているという過去30年の実績の推移に最もよく適合しており、同市の原単位の推計方法として妥当であると考えているが、検証を進めることとしたい。</u>
<p>【今後の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水需要予測の基となる1日1人あたり使用水量の推計方法について更に検証を進め、必要な改善を行うことを求める。 		

2. 便益算定に際しての評価方法の妥当性に疑義があるもの（3事例）

事例1-20 海岸保全施設（高潮対策）整備事業「村上地区」（福島県）〔農林水産省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	各府省の見解
<p>・ 事業主体：福島県 ・ 総事業費：12.6億円 ・ 事業期間：平成20年度～27年度 ・ B/C：6.07</p> <p>（参考）アンケート結果</p> <p>問1 福島県南相馬市小高区（旧小高町）の村上海岸をご存じですか？</p>  <p>問2 問1で①とお答えになった方に伺います。あなたや同居されているご家族で村上海岸を訪れたことのある方はいますか？</p>  <p>※福島県提出資料を基に当省で作成</p>	<p>・ <u>海岸利用便益の算定におけるアンケートの集計範囲を、福島県の全世帯としている点について、海岸利用便益が発生していないとしても、1世帯当たりの支払意思額は、それを加味した額（支払わない又は支払額が小さい）となっているため齟齬は生じないとしているが、本事業の評価におけるCVM（仮想市場法）での支払意思額を「寄付額」として質問している点について、マニュアルによると、「慈善バイアス」が発生する可能性があり、便益がない世帯は支払わない又は支払額が小さいとしていることに疑問がある。</u></p> <p>慈善バイアスの可能性の高い「寄付」という形でなく、<u>どの程度の額を「負担」するかについて質問すべきではないか。</u></p> <p>・ 福島県内（旧小高町を除く）において実施したアンケート結果では、<u>県内の73%が村上海岸を認知し、そのうち同海岸を訪れたことがあると回答した者は85%に上ることから集計範囲の設定は妥当としているが、県内で同海岸を利用した回答者は62%にとどまることとなり、更には、その中には11年以上前に訪れたことがあると回答した者が含まれているなど、実際の利用率は低調なものとなるため、福島県全体を集計範囲とするものの妥当性に疑問がある。</u></p> <p>・ 以上のことから、アンケートの集計範囲については、<u>村上海岸の利用実態を踏まえて適切に設定した上でアンケートを実施すべきではないか。</u></p>	<p>各府省の見解</p> <p>・ 農林水産省としては、これまでもCVMによる調査の実施に当たっては、事前調査や既存の調査事例等をもとに、適切に調査範囲を設定する旨を海岸事業の費用便益分析指針（参考資料）に記載し、指導してきたところであるが、<u>総務省の問題意識を踏まえ、農地海岸事業について、上記の指針を踏まえた適切な調査範囲の設定に今後なお一層留意するよう、関係部局にあらためて周知徹底を図ることとしたい。</u></p> <p>・ なお、本件については以下のとおり考える。</p> <p>(1) 海岸事業の費用便益分析指針（参考資料）では、慈善バイアスは、アンケート票に望ましい回答態度を明記することである程度回避しうる旨記載されている。本アンケート票は、「海岸を守るためにいくら寄付しますか」といった心情に訴える設問ではなく、海岸整備の具体的な計画を明示した上で海岸整備の実施に対する設問としていること、<u>同設問には、「あなたの家計のつかえる金が減ることをお忘れなく。」と明記していることから、慈善バイアスに対する配慮は講じられていると考えている。</u></p> <p>(2) また、福島県内で過去に村上海岸を訪れたことがあるとする回答者が62%であることなどのみをもって、<u>利用率が低調であると判断することはできないと考えている。</u></p> <p>(3) なお、本地区について、浸水防護便益と侵食防止便益のみで、B/Cは1を上回る結果となっている。</p>
<p>【今後の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CVMのアンケート調査の実施について、今後の改善状況を注視する。 		

事例 1-21 太田川水系直轄総合水系環境整備事業（広島県）〔国土交通省〕

事業の概要	評価についての主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：中国地方整備局 ・ 総事業費：95 億円 ・ 事業期間：昭和 63 年度 ～平成 29 年度 ・ B/C：2.4 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本評価では、CVM（仮想市場法）により環境便益を算定している。 CVMのアンケート調査票では、太田川マリーナを整備することによって、期待される効果として、「<u>放置船がなくなることにより、河川景観が向上し、油流出事故等の自然への負荷も軽減されます</u>」と記載されているだけでなく、「<u>洪水時に川の流れを阻害する船がなくなることにより、広島市街地の治水安全度が向上します。</u>」と記載されていることから、<u>回答者は、広島市街地の治水安全度が向上することに対する支払意思額についても回答することになり、CVMにより算定された環境便益には、治水安全度が向上することによる治水効果に相当する便益が含まれて算定されていると考える。</u> 一方、治水効果については、別途、確率規模ごとの被害額から年平均被害軽減期待額を基に算定していることから、CVMにより算定された環境便益にも治水効果に相当する便益が含まれて算定されていることに疑問がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太田川マリーナ事業の目的は、不法係留船の洪水時におけるせき上げ現象による氾濫被害を軽減する治水対策と平常時における景観向上等の環境対策であり、評価に当たっては、<u>それぞれの目的に応じた便益を算定している。</u> CVMによる便益については、<u>アンケート調査票に「環境整備」に関するアンケートであることを明記しており、景観改善等の「環境整備」に対する支払意思額より算出したものである。</u> 一方、治水効果として求めた年平均被害軽減期待額は水害被害防止の便益であり、<u>洪水時における不法係留船による橋梁本体への影響やボートへの影響（転覆）・撤去費用は含まれていない。</u>
<p>【今後の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CVMのアンケート調査票について、改善を求める。 		

事例 1-22 熱海港海岸海岸環境整備事業（静岡県）〔国土交通省〕（再掲）

事業の概要	評価についての主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：静岡県 ・ 総事業費：211 億円 ・ 事業期間：平成 3 年度～30 年度 ・ B/C：3.9 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多賀地区における CVM（仮想市場法）アンケートについては、事前調査を行わず平成 13 年に渚地区で行われたアンケートの提示額を参考としている。本調査段階の提示額は、事前調査又は近い過去の類似の調査の結果で算出された支払意思額の値を基に設計すべきであることから、<u>多賀地区のアンケートについては、渚地区のアンケート結果の支払意思額（596 円/年・世帯）を考慮してこれに近似した額を提示額として設定すべきである。</u> したがって、渚地区の支払意思額（596 円/年・世帯）を参考にせず、提示額を「5,000 円、10,000 円、20,000 円」と高額に設定することで、「海岸事業の費用便益分析指針」においても言及されている「<u>範囲バイアス</u>」が発生し、その結果、<u>多賀地区の支払意思額（6,559 円/年・世帯）は高額な方に誘導されて算定されたもの</u>と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>多賀地区での CVM アンケート実施にあたっては、渚地区のアンケートが、同じ熱海市内において実施されたものであるため、提示額の幅を参考としている。具体的には、渚地区でのアンケートが初期提示金額を 200 円から 30,000 円までの幅で設定しているので、多賀地区においては、地元の方が散歩や釣り等で通年的に海岸を利用されているという特性があり、アンケートの対象範囲が同地区内に限定されることを勘案して、渚地区での提示額の幅の中で中間よりもやや低めの値である 10,000 円を初期提示額とし、5,000 円、10,000 円、20,000 円の 3 段階を提示額と設定した。</u> なお、多賀地区と渚地区は、利用者として想定されるアンケート対象市民の母集団としての特性が異なるうえ、渚地区の支払意思額（596 円/年・世帯）は中央値、多賀地区の支払意思額（6,559 円/年・世帯）は平均値となっていることから、<u>単純に比較することは適切ではない</u>と考える。
<p>【今後の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CVM の支払意思額の設定について、改善を求める。 		

Ⅱ 一般政策（30 事例）

【指摘を踏まえて改善措置が講じられるもの（疑義が解明され透明性が向上したものを含む。）（30 事例）】

1. 目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析が行われていないと考えられるもの（10 事例）

事例 2-1 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（実績評価）〔法務省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を迫行するに当たって、裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標 1 の指標「判決により終了した本案訴訟の第 1 審のうち、審理期間が 2 年以内であったものの率（以下「達成率」という。）」の推移は、過去 2 年（18 年度、19 年度）は減少傾向にあるにもかかわらず、評価書においては平成 20 年度に達成率を 100%にするという目標の達成に向けた現状分析を行わずに「有効性の観点から一定の効果があった」としている。この結果を踏まえた今後の対応や必要な措置が導かれるような評価を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度評価において、実績評価方式から総合評価方式に評価方式を変更することになっているが、20 年度に達成率を 100%にするという目標の達成状況についても、データを収集し、数値化した上で、分析、評価が行われる。

事例 2-2 保護観察対象者等の改善更生（実績評価）〔法務省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、その基本となる保護観察処遇自体を充実強化し、また、社会復帰に困難を伴う長期刑受刑者の円滑な社会復帰を促進し、自力では更生が困難な保護観察対象者に対しては、更生保護施設をより積極的に活用することで、保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標 1 の指標 1 「<u>覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合</u>」及び達成目標 3 の指標 1 「<u>全更生保護施設の保護率</u>」の推移は、それぞれ前年又は前年度と比べて減少しており<u>目標を達成していないにもかかわらず、評価結果において、設定した指標とは別の内容をもって「本施策は有効であった。」としているが、それぞれについてあらかじめ設定した指標を達成できなかった原因分析を行った上で評価結果を導くべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標 1 の指標 1 については、平成 19 年における覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時の状況を見ると、<u>18 年に比べ無職者数が増加しており、就業の状況を始めとする生活基盤の不安定さが成績「良好」の占める割合を減少させる要因になっている等、前年と比べて減少した原因分析が明らかとなった。</u> 達成目標 3 の指標 1 については、更生保護施設の入所者は、その約半数が仮釈放者で占められており、<u>平成 19 年においては仮釈放となった者の人員が 18 年に比べ減少していること等、前年度と比べて減少した原因分析が明らかとなった。</u> 達成目標 1 及び達成目標 3 の指標 1 については、<u>今後、達成目標が未達成だった場合においても、その状況に関する分析・検証が行われるとの認識が示された。</u>

事例 2-3 感染症の発生・まん延の防止を図ること（実績評価）〔厚生労働省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>肝炎の早期発見・早期治療のため、国民に対する普及啓発の実施及び検査・診療体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>あらかじめ設定した目標（「肝疾患診療拠点病院の設置数（目標：47 都道府県／平成 19 年度）」及び「肝炎対策協議会の設置数（目標：47 都道府県／平成 19 年度）」を達成していないにもかかわらず、評価指標の達成状況についての分析・検証をせずに、「肝疾患診療の質が総じて向上したと評価できる」という評価結果を導いている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>目標を達成できなかった原因として、県内に拠点病院候補が複数あって絞り込みができなかったことや、関係者と調整中であり合意に至っていないことが明らかになり、評価書に追記される。併せて、「肝疾患診療の診療体制の整備状況は向上した」と評価結果が修正される。</u>

事例 2-4 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること（実績評価）〔厚生労働省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、都道府県福祉協議会に運営適正化委員会を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>あらかじめ設定した目標（「苦情受付件数に占める解決件数の割合（目標：95%以上／毎年度）」）を達成していない上、平成15年度以降最も低い数値であるにもかかわらず、その分析・検証を行わずに、「16年度から18年度までは95%以上と目標を達成しており、その有効性が認められる」との評価結果を導いている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当省の指摘を受けて再集計したところ、平成19年度実績値については95.1%であったことが明らかになり、「平成16年度から19年度までは95%以上と目標を達成しており、その有効性が認められる」と評価書が修正される。

事例 2-5 女性のがん緊急対策：女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業費（女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費、骨粗鬆症啓発普及等事業費）（事業評価）〔厚生労働省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>「乳がん検診」「子宮がん検診」及び「骨粗鬆症検診」の受診を推進するための普及啓発事業を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業に係る指標のうち、「子宮がん患者発見数」（目標 H17：3,100人、H18：3,200人、H19：3,300人）及び「子宮がん受診者数」（目標：H17：390万人、H18：400万人 H19：410万人）は平成17年度及び18年度とも目標値を下回り、かつ15年度以降年々減少してきており、「乳がん受診者数（マンモグラフィ）」（目標 H17：100万人、H18：170万人、H19：200万人）も18年度において目標を達成していないにもかかわらず、その分析・検証を行わずに「本事業は有効である」との評価結果を導いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価書の記載に不明確な点が見られたが、指標「乳がん受診者数（マンモグラフィ）」、「子宮がん患者発見数」及び「子宮がん受診者数」について目標を達成していない原因として、①都道府県によっては乳がん検診の普及啓発を重点的に実施し、子宮がん検診の普及啓発が十分に実施されなかったこと、②地域住民の子宮がん検診に対する意識が低かったこと、③マンモグラフィが平成17年度は219台を整備されたのに対し、平成18年度は181台にとどまったことなどが明らかになり、評価書に追記される。

事例 2 - 6 地域経済の活性化の推進（地域新規産業創造技術開発費補助事業（補助）、新規産業創造技術開発費補助事業（補助））
（実績評価）〔経済産業省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>地域の産業活性化を推進するため、中小企業の新分野進出やベンチャー企業の新規創業といったリスクの高い技術開発を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事前評価で設定した目標（事業化率（※）35%を目指す。）について、平成14年度から16年度にかけて事業化率が目標値を下回っており、かつ減少傾向となっているが、堅調に推移しているとされている。</u> ・ <u>平成17年度及び18年度の事業化率については、技術開発終了後3年が経過していないことから、確定値ではなく、参考的な扱いであるとして、その動向について分析が行われていない。</u> ・ <u>以上のことについて、分析を行った上で、評価結果を導くべきではないか。</u> <p>※ 事業化率は、技術開発終了後3年以内の事業化件数を技術開発終了件数で除したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平成14年度から16年度の事業化率については、堅調に推移としている点について評価書が修正されるとともに、17年度及び18年度の事業化率については、今後増加する可能性があることなどが確認され、<u>直近の動向についての分析結果が明らかになり、評価書に追記される。</u></u>

事例 2-7 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用（石油ガスコジェネ導入促進事業費補助金（旧石油ガス利用設備導入促進対策費補助金））（実績評価）〔経済産業省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>環境負荷の低減・効率的なエネルギー利用等を促進するため、エネルギー効率が高い石油ガスコジェネシステム（※）の設置に対して補助を行う。</p> <p>※ LP ガスを利用して発電するとともに、発電に伴って生じた排熱を冷暖房等に再利用するシステム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価で設定した目標（平成 20 年度までに石油ガスコジェネシステムを 25 台導入する。）について、事後評価では、<u>目標の達成に向けた同システムの導入状況が低調であるにもかかわらず、その原因等について分析が行われていない。</u> 同システムの導入状況が低調である原因等について分析を行い、その結果を評価書上明らかにすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 石油ガスコジェネシステムの導入状況が低調となっている原因として、平成 16 年度からの石油ガス価格の高騰により、石油ガスへの転換のコストメリットが小さくなったこと、当初は大型システムを補助対象としており、設置事業者の初期投資コストが大きくなっていったことの 2 点が要因であると分析していたことが明らかになった。 さらに、平成 18 年度から補助対象の拡大を実施し、周知を強化することにより、同システムの導入を促進していたことが確認された。 上記の分析結果及び対応状況が評価書に記載されるとともに、<u>今後、原因分析を評価書上明らかにするように記載する旨の認識が示された。</u>

事例 2-8 自然環境の保全・再生（生物多様性の保全と自然との共生の推進）（実績評価）〔環境省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>原生的な自然及び優れた自然や里地里山などの二次的な自然の保全を図るとともに、自然再生事業や自然再生に係る地域活動の推進を支援することで、自然環境の保全・再生を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>「国立公園計画の点検実施済地域数（目標年度：平成 19 年度、目標値：57 地域）」が目標が未達成であるが、「目標に対して 60%の達成率となっている。引き続き、点検の着実な実施に向け、土地所有者等の関係者との調整を進める。」と記載するにとどまっている。目標未達成の原因分析、及びそれに基づいた今後の方針の検討を含めて評価を行うべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者や地元住民、関係市町村等の関係者との調整に時間を要することが多く見直し作業全体の進捗に影響したという目標未達成の原因及びそれに基づいた今後の方針が明らかになった。 今後は、<u>目標の達成状況が低調である場合は、丁寧にその原因を分析し、それに基づいた今後の方針を検討する旨の認識が示された。</u>

事例 2-9 野生生物の保護管理（生物多様性の保全と自然との共生の推進）（実績評価）〔環境省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>希少野生動植物や野生鳥獣の保護・管理、遺伝子組み換え生物対策や外来生物対策の推進、等を行うことで生物多様性等への影響を防止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「国指定鳥獣保護区指定箇所数」について、<u>目標年度としていた昨年度の目標値を本年も引き続き達成できなかったにもかかわらず、「目標に向けて一定の成果を果たした。」と評価している。指定の進捗状況が思わしくない原因を分析した上で評価を行うべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 利害関係者や関係行政機関との調整に時間を要することが多く、国指定鳥獣保護区の指定の進捗に影響を与えているという目標未達成の原因及びそれに基づいた今後の方策が明らかになった。 <u>今後は、目標の達成状況が低調である場合は、丁寧にその原因を分析し、それに基づいた今後の方針を検討する旨の認識が示された。</u>

事例 2-10 環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成（環境・経済・社会の統合的向上）（実績評価）〔環境省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的・主体的に取り組む意識を醸成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「環境カウンセラーの登録者数（累計）」について、<u>目標年度としていた昨年度の目標値（5,500人（目標年度：平成18年））を本年も引き続き達成していないにもかかわらず原因分析が行われておらず、「目標達成に向けて進展があった。」と評価している。目標への進捗状況が思わしくない原因を分析した上で評価を行うべきではないか。</u> 	<p>本来環境カウンセラーとして高い能力を持つ人材が既に認定されており、新たな人材の成長を待たねばならない時期に移行した、また国際的な環境教育変化を受けて、新たな審査基準を導入したため受験者数が減少したという目標未達成の原因、及びそれに基づいた今後の方針が明らかになった。 <u>今後は、目標の達成状況が低調である場合は、その原因を分析した上で評価を行う旨の認識が示された。</u></p>

2. 設定されている指標が専ら政策の執行の状況をとらえており、政策効果に着目した指標の設定が必要と考えられるもの（4事例）

事例2-11 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底（実績評価）〔金融庁〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者の信頼度の高い金融システムを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 「関連する政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況」など業務の実施状況を測定指標として設定し、評価結果を導いているが、評価を行うに当たり、政策効果を十分に把握した上で、これを基礎として評価を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度実施計画においては、①達成目標を「金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること」と変更するとともに、②測定指標として金融サービス利用者相談室や各業界団体における相談等の受付状況、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）における金融関連の消費生活相談情報の状況等、参考指標として無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況（金融庁ウェブサイトより）を使用することにより改善を図るなど、実効性ある政策評価の実施に努める旨の認識が示された。

事例2-12 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること（実績評価）〔厚生労働省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
最新の科学的知見を踏まえ、急性毒性作用がある物質について毒物又は劇物に指定している。また、毒物又は劇物の製造、輸入又は販売を行う事業者に対する登録の義務づけ、登録業者を含む業務上取扱者に対する立入検査等の規制を行い、毒物及び劇物の適正な管理を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 「毒物・劇物の適正な管理を推進すること」をより適切に評価するためには、平成17年度の認定関連活動において当省が指摘したとおり、立入検査による改善効果を含めて評価すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度の認定関連活動における当省の指摘を受けて、都道府県にアンケート調査を行い、立入検査の改善率の集計を行っていることが明らかになった。 次年度の指標として違反改善率に係る指標を設定して評価を行うことが検討される。

事例 2-13 技術研究開発の推進（実績評価）〔国土交通省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくために技術研究開発を効果的・効率的に推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業績指標「<u>年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合</u>」に関し、<u>対象となる研究開発課題の件数や、それぞれの年度計画の進捗よく状況をどのように測定しているのか</u>について、評価書では具体的に明らかにされていない。 個別の研究開発課題では、別途評価の実施にあたって外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われており、<u>実績評価方式による評価結果について、現状から一定の改善を図り、アウトカムのなものとして示すための一つの方策として、評価書に過去の研究開発評価の結果（外部評価結果）を参考情報として示すことはできないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 本指標の対象とされている <u>79 件の研究開発課題ごとに「十分達成した」、「概ね達成した」、「達成しなかった」の 3 段階で評価し、そのうち「十分達成した」及び「概ね達成した」ものを「年度計画通りに進捗した」と整理していることが確認された。</u>また、<u>今後、評価書に、上記事項について、わかりやすさに留意しつつ記述していく旨の認識が示された。</u> <u>今後、現状から一定の改善を図るため、評価書に、参考情報として、個別の研究開発課題については、別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われている旨及び過去の研究開発評価の結果（外部評価結果）を参照する情報を記載していく旨の認識が示された。</u>

事例 2-14 国際協力・連携等の推進（実績評価）〔国土交通省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>開発途上国の交通分野・社会資本分野における国際協力・連携等の推進のために国際会議、国際セミナー、研修、調査等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業績指標「<u>国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数</u>」に関し、<u>国際会議、国際セミナー、研修、調査等の各事務事業が国際協力・連携等の推進に具体的にどのように寄与したのか</u>について、評価書では明らかにされておらず、<u>実際に効果が発現しているのかどうか疑問がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>実施した国際会議、国際セミナー、研修等については、アンケートの実施等により現場での効果把握に努めているほか、外国政府・機関との日常的な情報・意見交換や 2 カ国間・多国間会議等の場を活用して積極的に意見聴取を行い、その評価把握に努めていることが確認された。</u>また、<u>今後、評価書に具体的な成果も併せて記述していく旨の認識が示された。</u>

3. あらかじめ設定した指標による効果の測定が行われていないもの（2事例）

事例2-15 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組の強化（実績評価）〔金融庁〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>市場の公正性・透明性を確保するため、証券取引所等の機能強化を促進する。</p>	<p>・ <u>あらかじめ設定した測定指標</u>（「証券取引に関する苦情・相談の内容・件数」）の達成状況について分析・検証を行わずに評価結果を導いている。</p>	<p>・ 平成20年度実施計画では、「<u>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</u>」及び「<u>認定投資者保護団体の認定の申請件数</u>」を測定指標として設定し、評価が行われる。</p>

事例2-16 我が国金融・資本市場の国際化への対応（実績評価）〔金融庁〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向けた取組を推進する。</p>	<p>・ <u>あらかじめ設定した測定指標</u>（「各国取引所における内外の上場企業数の推移」等）の達成状況の分析・検証結果を踏まえずに評価結果を導いている。</p>	<p>・ 評価書の「現状分析及び外部要因」における各測定指標の分析・検証結果に基づき「B」（さらなる取組が必要）との評価結果を導いていることが明らかになった。</p> <p>また、「<u>評価結果</u>」において、<u>測定指標を踏まえた分析・記述が十分ではない</u>と考えられるため、<u>今後の評価において改善を図る</u>など、実効性ある政策評価の実施に努める旨の認識が示された。</p>

4. 判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの（10 事例）

事例 2-17 防災に関する普及・啓発（実績評価）〔内閣府〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>「防災の日」及び「防災週間」の趣旨を踏まえ、国民を対象にした普及啓発活動（防災ポスターコンクール、防災フェアの開催等）を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本政策は、国民を対象にした普及啓発活動を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化することを目的としており、「防災フェア」への参加者数やアンケート結果等が指標として設定されているが、<u>国民における具体的な防災対策の実施状況に関する指標は特に設定されていない。</u> この点については、家具の固定など大地震に備えてとっている対策の実施状況について世論調査が行われているため、こうしたデータを活用し、国民の防災意識と防災行動に関する指標を設定して評価を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記のような世論調査が行われる場合は、その結果を活用した指標の設定の可能性について検討される。 また、<u>防災フェアの来場者アンケート等において、当該事業への評価のみならず、できる限り一般的に防災意識の変化や防災行動への意向を調査するなど、必要な改善を図り、同調査結果を活用した指標の設定の可能性について検討される。</u>

事例 2-18 検察権行使を支える事務の適正な運営（実績評価）〔法務省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>達成目標 1 の指標「通訳人に対する研修の実施状況」及び達成目標 2 の指標「被害者支援員に対する研修の実施状況」については、ともに目標値が設定されていない。</u> 本政策について実績評価を行うのであれば、これらの指標について、「<u>研修参加者の研修に対する理解度（あるいは「満足度」、「参考度」等）</u>」等をあらかじめ達成すべき目標の指標として設定した上で評価結果を導くべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標 1 及び達成目標 2 の指標については、平成 20 年度の評価書において、達成すべき水準を明確化するため、<u>目標値として研修後のアンケート結果を設定^(注)し、満足度又は参考度を計ることで評価が行われる。</u> <p>(注) 平成 20 年度事後評価の実施に関する計画において、達成目標 1 及び達成目標 2 の目標値については、「研修を有意義とする回答を 90%超」と設定している。</p>

事例 2-19 保護観察対象者等の改善更生（実績評価）〔法務省〕（再掲）

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、その基本となる保護観察処遇自体を充実強化し、また、社会復帰に困難を伴う長期刑受刑者の円滑な社会復帰を促進し、自力では更生が困難な保護観察対象者に対しては、更生保護施設をより積極的に活用することで、保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止する。</p>	<p>・ <u>達成目標 1 の指標 3 「社会参加活動の活動場所の確保」については、活動場所の確保数以外に社会参加活動を実施した保護観察所における調査の結果を評価に利用しているが、これを評価に利用するのであれば、あらかじめ指標等に設定した上で評価を行うべきではないか。</u></p>	<p>・ <u>社会参加活動の活動場所の確保に関する適切な評価指標及び目標値を設定して評価を行うことが検討される。</u></p>

事例 2-20 TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援（経済協力）（総合評価）〔外務省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>TICAD（アフリカ開発会議）プロセスを通じた対アフリカ支援</p>	<p>・ <u>評価が TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援の実施状況の説明にとどまっていることから、第三者評価報告書を活用するなどにより政策効果を十分に把握し、これを基礎として評価を行った上で評価結果を導くべきではないか。</u></p>	<p>・ <u>外務省による ODA の政策レベル評価について、今後は、第三者評価報告書等を参考としつつ、可能な限り援助の内容（量及び質）や、援助により我が国と被援助国との関係がどのように進展したのか、といった観点から政策効果を十分に把握した評価を行うよう努める旨の認識が示された。</u></p>

事例 2-21 国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する（実績評価）
〔文部科学省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果										
<p>国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」に基づき、新教育課程の推進等により英語教育の改善を図る。</p>	<p>・ 本政策の評価では、「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」（平成 15 年 3 月）に基づき、学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制を整備した結果を図る指標として「生徒の英語力」を設定している。</p> <p>この指標等が同行動計画策定当初より向上していることから評価結果を「A」としているが、当該指標については、<u>同行動計画における目標水準に達していない状況（注）にあると考えられる。</u></p> <p>同行動計画は平成 19 年度が計画期間の最終年度となっているため、本政策の達成目標の達成度合いについては、<u>指標の伸びではなく、同行動計画における目標の最終的な達成度合いに基づいて評価を行うべきではないか。</u></p> <p>（注）</p> <table border="1" data-bbox="763 1070 1438 1262"> <thead> <tr> <th colspan="2">指標の内容</th> <th>行動計画における目標水準</th> <th>19 年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生徒の英語力（英検 3 級程度（中学生）又は英検 2 級程度（高校生）の英語力を持つ生徒の割合）</td> <td>中学生</td> <td rowspan="2">卒業者の平均</td> <td>32.4%</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>30.3%</td> </tr> </tbody> </table>	指標の内容		行動計画における目標水準	19 年度実績	生徒の英語力（英検 3 級程度（中学生）又は英検 2 級程度（高校生）の英語力を持つ生徒の割合）	中学生	卒業者の平均	32.4%	高校生	30.3%	<p>・ 行動計画における目標の達成度合いに基づいた評価を行うため、生徒の英語力を指標とし、<u>行動計画における目標水準の達成状況を判断基準とした評価に改められ、評価書が修正される。</u></p>
指標の内容		行動計画における目標水準	19 年度実績									
生徒の英語力（英検 3 級程度（中学生）又は英検 2 級程度（高校生）の英語力を持つ生徒の割合）	中学生	卒業者の平均	32.4%									
	高校生		30.3%									

事例 2-22	奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進（実績評価）〔文部科学省〕
事例 2-23	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進（拡充）（事業評価）〔文部科学省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金事業による教育費負担の軽減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金事業については、近年の高等教育機関への進学率の向上、学費の増大等を背景にして事業規模が拡大しており、それに伴い、総貸付金残高及びリスク管理債権額についても増大している状況にある。 延滞債権額の増加については、行政減量・効率化有識者会議、財政制度等審議会財政投融资分科会等から改善すべき課題として指摘されているほか、独立行政法人日本学生支援機構に設置された「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において奨学金の返還促進策について検討が行われ、報告書が公表されている。 奨学金事業は、返還された奨学金を再度原資として活用する貸与制で実施されているため、奨学金事業の継続的・円滑的实施を図る観点から、延滞債権額も指標として設定して評価を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、経済・雇用の状況も踏まえつつ、<u>延滞債権の抑制に対する取組状況について、文部科学省独立行政法人評価委員会における評価結果が参考指標として設定される。</u>

事例 2-24 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること（実績評価）〔厚生労働省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>治療方法が確立していない特殊の疾病、ハンセン病、H I V等に関する、調査研究の推進、正しい知識の普及啓発及び医療提供体制の確保等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標「治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること」の達成度合いをより適切に評価するためには、「予防の充実」のみならず「<u>治療の充実</u>」の効果を把握するための指標を設定すべきではないか。 ・ 個別目標「ハンセン病対策を推進すること」について、「ハンセン病資料館の入館者数」のみが指標とされているが、ハンセン病対策推進の効果をより適切に把握し評価するためには、<u>社会復帰支援事業や補償金支給事業の効果を把握するための指標も設定すべきではないか。</u> ・ 個別目標「エイズ対策を推進すること」に係る指標として「保健所等におけるH I V抗体検査件数（目標：前年以上／毎年）」を設定しているが、エイズ対策推進の効果をより適切に把握し、評価するためには、「<u>H I V感染者・エイズ患者報告数</u>」を参考指標ではなく<u>指標として位置付けるべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「治療の充実」の効果についてよりの確に評価するため、「<u>都道府県の難病医療拠点・協力病院数</u>」を指標に加えることを含め<u>検討</u>が行われる。 ・ ハンセン病対策推進の効果をより適切に把握し、評価するため、<u>社会復帰支援及び補償金支給事業</u>に関し、より適切な指標が<u>検討</u>される。 ・ エイズ対策推進の効果をより適切に把握し、評価するため、「<u>H I V感染者・エイズ患者報告数</u>」を評価指標に加えることを含め<u>検討</u>が行われる。

事例 2-25 環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成（環境・経済・社会の統合的向上）（実績評価）〔環境省〕（再掲）

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的・主体的に取り組む意識を醸成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境にやさしいライフスタイル実態調査」の結果等を利用して、<u>国民の環境保全体行動に着目したアウトカムを測る指標を設定すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、「環境にやさしいライフスタイル実態調査」の活用も含め、<u>新たな指標の設定について検討</u>される。

事例 2-26 環境基本計画の効果的実施（環境政策の基盤整備）（実績評価）〔環境省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、環境基本計画の効果的実施のための普及啓発等に関する参考指標として「環境白書ホームページアクセス件数」が挙げられているが、<u>環境基本計画の効果的実施に係る効果を適切に測定する指標をより幅広く設定すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、環境基本計画の効果的実施に係る<u>効果の評価において、評価につながる新たな指標の設定等が検討される。</u>

5. 測定指標等の状況と評価結果の結び付きの説明について改善が必要と考えられるもの（1事例）

事例 2-27 基礎教育への支援（政府開発援助）（総合評価）〔外務省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>発展途上国に対して基礎教育支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者評価報告書を基に評価を行っているが、ODAの意義や効果を明らかにしたり、問題点の解決に資する多様な情報を提供する評価となっていないことから、<u>成果が上がっていない事項等も含めた全体的な状況を踏まえた評価を行った上で評価結果を導くべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省によるODAの政策レベル評価について、<u>今後は成果が上がっていない事項なども含めた全体的な状況を踏まえた評価を行った上で総合的な評価結果を導くよう努める旨の認識が示された。</u>

6. その他（3事例）

事例2-28 ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証（事業評価）〔総務省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>パーソナルネットワーク上における多様なコンテンツの安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤の整備に資する技術の開発・実証を実施する。</p>	<p>・ 評価書においては、本事業における<u>実証実験の実施状況やその結果等</u>、本事業の政策効果の把握、分析の根拠となる具体的な情報が明らかにされておらず、<u>効果把握の妥当性</u>、さらに「<u>所期の目標が達成されており、(中略)一定の有効性が認められる。</u>」との評価結果に疑問がある。</p>	<p>・ 本事業における<u>実証実験の実施状況やその結果等</u>、本事業の政策効果の把握、分析の根拠となる具体的な情報を明記する評価書の修正が行われる。</p>

事例2-29 科学衛星を開発・運用し、宇宙天文学や宇宙探査の分野で学術的に意義の大きな成果を挙げ、宇宙科学の分野での世界的な研究拠点となる（実績評価）〔文部科学省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>太陽観測衛星「ひので」や月周回衛星「かぐや」等の科学衛星を開発・運用し、宇宙天文学や宇宙探査の分野で学術的に意義の大きな成果を挙げ、宇宙科学の分野での世界的な拠点となる。</p>	<p>・ 平成20年7月に公表された日本の11衛星を対象とした調査結果によると、<u>本政策に係る衛星についても平成19年度中に不具合が発生しており、その中には、「ミッション達成に制約を生じる、又は、可能性のあるもの」と分類されている不具合も含まれている。</u></p> <p>しかし、<u>評価書においては、これら不具合に関する説明がないまま「打上げ後の運用も計画通りに進捗している」としている。</u>このため、政策の実施状況について適切に分析を行い、その結果に基づいた評価を行っているか、評価の妥当性に疑問が持たれる。</p>	<p>・ 指摘の<u>不具合について</u>、平成20年7月の時点においては、<u>ミッション達成に向けての対応策の実施に際して必要な調整が完了していなかったことから「ミッション達成に制約を生じる、又は、可能性のあるもの」と分類されていたが、実績評価を行った時点（平成20年8月）においては、必要な調整が整ったことから「ミッション達成の制約に至らない」と判断されたこと、そのため評価書には特段の記述はしなかった旨の事実関係が明らかになった。</u></p> <p>本政策の評価時点で「<u>ミッション達成に制約を生じる、又は、可能性のある</u>」衛星の不具合に関する情報については、今後も評価書に明記し、評価書の充実を図っていく旨の認識が示された。</p>

事例 2-30 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進（水産物の安定供給の確保）（実績評価）〔農林水産省〕

政策の概要	評価についての主な疑問点	確認結果
<p>国民に対して、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指標「(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保」に係る「目標設定の考え方」</u>において、水産基本計画（平成 19 年 3 月 20 日閣議決定）における平成 29 年度の食用魚介類の持続的生産目標 495 万トンの内数である <u>192.9 万トン</u>を達成するため、毎年一定割合で生産量を増大させるものとし、23 年度目標値を 179.8 万トンとしているが、<u>18 年度（基準値 175.4 万トン）から 23 年度までの毎年の増加量 0.9 万トンで 29 年度を生産量を算定すると 185.1 万トンとなり、29 年度目標値 192.9 万トンの達成に至る具体的過程は、評価書上明らかなものとはなっていない。</u> ・ <u>平成 29 年度の本指標の最終的な目標値 192.9 万トンの達成に向けての具体的過程が分かるような情報を、国民に対する説明責任の徹底を図る観点から評価書に記載すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平成 29 年度の本指標の最終的な目標値 192.9 万トンの達成に向けて、18 年度から 23 年度までの毎年の増加量 0.9 万トンの設定の考え方、及び 24 年度から 29 年度までの各年度の目標値の考え方などが示され、評価書に記載される。</u>

評価の内容点検の結果見出された一般的な課題

【公共事業】

- 便益算定の前提として需要予測等を行うに当たって留意すべき事項
 - ・ 過去の実績等を参照しつつ、需要予測等が現実的なものになっているかについて留意する。
 - ・ 予測の根拠となる前提条件が現実的なものであるかの検証を十分行う。
- 便益算定に際しての評価方法に関して留意すべき事項
 - ・ 仮想市場法(CVM)を適用するに当たっては、その精度の厳格性を確保するよう留意することとし、①調査範囲や支払意思額の提示額の設定に当たって、事前調査を行い、実態を踏まえる、②支払意思額の質問方法によって回答額にバイアスがかかることを避ける、③別途算定されている便益が重ねて含まれないように調査を設計する。
 - ・ 旅行費用法(TCM)を用いるに当たって、利用実態を踏まえつつ、便益の算定を適切に行う。
 - ・ 評価期間が同じ場合、同一施設の価値について、評価書間での整合性を確保する。
- 便益算定に当たってデータを用いる際に留意すべき事項
 - ・ 便益算定に当たっては、データの算定範囲が過大になったり、不足したりすることのないよう留意する。

【一般政策】

○ 評価の設計時において留意すべき事項

- ・ 指標が専ら政策の執行状況をとらえるもののみになっている場合は、政策効果を把握できるものを設定するよう改善する。
- ・ 指標について、評価対象政策の効果を説明するものとして十分なものを設定する。
- ・ 目標の設定について、関連する政府の計画と整合性のとれたものとする。
- ・ 評価実施時期においてあらかじめ達成しようとする水準を数値化等により具体的に特定する。

○ 評価の実施時において留意すべき事項

- ・ 目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行う。
- ・ あらかじめ設定した指標につき評価を行うこととし、あらかじめ設定した指標を用いない場合、その理由について説明する。
- ・ 設定した指標に係る測定の結果を踏まえ、評価の結果を導く論理を妥当なものとする。